

事 務 連 絡
令 和 2 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）

令和2年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について（検討依頼）」において、各都道府県等の母子保健主管部局に対して、不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置等について検討依頼をさせていただき、令和2年6月15日付事務連絡「妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）」において、当該相談窓口に、妊娠中の働き方に関する相談が寄せられた場合の留意点等を御案内させていただいたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）」の支給要件の見直し及び「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口（以下「特別相談窓口」という。）」の開設をすることとしましたので、下記の点に御留意の上、必要に応じて関係する制度の概要を御紹介いただきつつ、新型コロナウイルス感染症について、働き方等でお困りの妊婦の方には、相談先として、特別相談窓口を御案内いただくようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母性健康管理措置」という。）として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対し、令和2年6月15日より助成金の申請を受け付けていること。

今般、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和2年9月30日を、同年12月31日まで延長したこと。

助成金の詳細については、別紙1を御参照いただきたいこと。

2 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の設置について

働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの期間、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇均部（室）」という。）において特別相談窓口を設置することとしたこと。

働く妊婦の方から、母性健康管理措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや事業主にどう伝えればよいかわからない、事業主に措置を講じてもらえない、休業中の給与は支給されるのかといった問い合わせがあった場合には、勤務先の事業所の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口への御相談について、御案内いただきたいこと。

特別相談窓口の詳細は、別紙2のとおりであり、御案内の際に御活用いただくとともに、可能な範囲で母子保健に関する窓口等に配架いただくなど、周知についての御協力をいただきたいこと。

（参考）

- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

- ・ 働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

（担当）

厚生労働省雇用環境・均等局

雇用機会均等課 母性健康管理係

Tel:03-5253-1111（内線 7843, 7844）

Fax:03-3502-6762